

第四次滋賀県廃棄物処理計画【概要版】

廃棄物部会活動概要資料

第1章 計画策定の趣旨等

- 本県の廃棄物処理および資源循環を総合的に推進する計画。
- 廃棄物処理法に基づき都道府県に策定が義務付けられた計画（＝法定計画）であり、同法に基づき国が策定する廃棄物処理法基本方針に即して策定するもの。
- 第三次計画を改定し、第四次計画（計画期間：策定（H28）から5年間、目標年度：H32年度）を策定するもの。



第2章 本県の現状と課題

一般廃棄物の排出量・処理量等

- 排出量は近年やや増加したが、H26には再び減少するなど減少傾向にあるが、さらなる削減に向け、引き続き発生抑制に係る取組（容器包装廃棄物削減、リユース推進、「食品ロス」削減など）が必要。
- 容器の軽量化、スーパ一等の資源回収の影響もあり、再生利用率は低下が続いていたが、H26には上昇。引き続き再生利用に係る取組（紙ごみ分別徹底、グリーン購入推進、各種リサイクル制度の啓発など）が必要。

	実績										傾向	将来予測		達成状況
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H20→H26	H20→H26	H32				
ごみ総排出量	万t	47.5	46.5	45.5	45.4	45.4	45.7	44.1	↘	45.1	—	—		
1人1日当たりごみ排出量(旧定義)	g	938	918	896	887	882	895	866	↘	885	910	達成		
総資源化量	万t	9.4	9.0	8.7	8.7	8.6	8.7	9.1	↘	8.9	—	—		
再生利用率	%	19.8	19.5	19.0	18.8	19.0	19.1	21.0	↗	19.6	—	—		
最終処分量	万t	5.6	5.4	5.2	5.0	5.0	4.8	4.9	↘	4.9	—	—		
1人1日当たり最終処分量(旧定義)	g	110	107	103	98	98	98	94	↘	97	95	達成		
マイワップ特参率(レジ袋特参率)	%	—	—	—	49	52	89.2	89.7	↗	—	80	達成		

産業廃棄物の排出量・処理量等

- 排出量は概ね横ばいであったが、将来推計では増加の見込み（H26:361万t⇒H32:369万t）であり、引き続き発生抑制に係る取組（事業者への普及啓発や、企業等による発生抑制に係る取組への支援など）が必要。
- 再生利用率は近年上昇傾向にあった（H22:44%⇒H26:46%）が、H25に比べ低下しており、引き続き再生利用に係る取組（事業者への普及啓発、資源化に係る企業の取組の支援、リサイクル製品の利用促進など）が必要。

	実績										傾向	将来予測		達成状況
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H20→H26	H20→H26	H32				
総排出量	万t	389	373	360	376	360	366	361	↘	369	—	—		
再生利用量	万t	179	172	159	174	172	177	167	↘	176	—	—		
再生利用率	%	46	46	44	46	48	48	46	↔	48	—	—		
最終処分量	万t	11.2	9.6	8.7	9.0	8.5	7.9	8.6	↘	8.5	10	達成		

廃棄物の適正処理

- 【廃棄物処理】
 - 県民の生活環境に影響を及ぼさないよう引き続き処理施設等への監視指導の徹底等が必要。
 - 市町等の一般廃棄物処理施設について地球温暖化防止に配慮した省エネ・創エネ型の処理施設が必要。
 - 県内唯一の管理型産廃処分場である『クリンセンター滋賀』の残余容量が減少。
 - 水網による環境の汚染防止に関する法律の制定を踏まえ、水銀廃棄物の適正処理が必要。
 - 国において処分期限が定められ、PGB廃棄物はH38年度(高濃度PGBはH32年度)までの処分完了が必要。
- 【災害廃棄物の処理体制】
 - 災害時に大量発生する廃棄物は復旧・復興の支障となるため迅速・円滑な処理体制を整えておく必要あり。
 - 不法投棄等の発生件数は、減少しつつあるが、依然として跡を絶たない状況。

	実績										傾向	三次計画		達成状況
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H20→H26	H20→H26	H32				
廃棄物処理施設・産廃処分業者への立入検査実施率	%	87	100	100	99.7	100	100	100	100	100	100	100	達成	
電子マネーフレスト利用率	%	70	24	28	33	37	40	41	↗	40	50	未達成		
産廃産廃物不法投棄等の発生年度内解決率	%	70	80	76	78	86	89	85	87	↗	80	達成		
定点観測による散在性ごみ個数	個	16	12	14	15	16	11	13	10	↘	12.6	達成		

第3章 計画の基本方針および目標

計画の基本方針

- より一層のごみ減量と温室効果ガス削減を含めた環境負荷の低減に向けた2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進 ※リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再利用)、リサイクル(Recycle:再生利用)
- 県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進
- 多様な主体が廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」と捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取組を推進

計画の目標

(1) 廃棄物の減量に係る目標

目標項目	現状	将来予測	目標値	目標項目	現状	目標値等
1人1日当たりごみ排出量	861g※	870g(H32)	820g(H32)	マイワップ特参率(レジ袋特参率)	89.9%(H27)	80%以上(計画期間中)
1人1日当たり最終処分量	92g(H26)	95g(H32)	82g(H32)	電子マネーフレスト利用率	40.9%(H26)	50%以上(計画期間中)

※現状値の上昇は単年度による、下段は5年度内による。

目標項目	現状	将来予測	目標値
②産業廃棄物 産廃の最終処分量	8.6万t(H26)	8.5万t(H32)	7.4万t(H32)

①一般廃棄物
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率
定点観測による散在性ごみ個数
【滋賀県災害廃棄物処理計画】の策定
未策定(H27)
計画策定(H29)

(2) 取組に係る目標

目標項目	現状	目標値
容器包装廃棄物の削減推進(レジ袋削減、マイボトルの利用促進等)	10個(H27)	11.3個以下(計画期間中)
食品ロス削減推進(食べ過ぎの普及啓発等)	未策定(H27)	未策定(H27)
リユース品の交換等の推進(市町や民間の取組の促進、リユースショップ・修理取扱店の情報提供)	未策定(H27)	未策定(H27)
リサイクル	未策定(H27)	未策定(H27)

第4章 目標達成に向けた施策の方向性

2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進

- 【リデュース】
 - 容器包装廃棄物の削減推進(レジ袋削減、マイボトルの利用促進等)
 - グリーン購入推進(容器や包装などの少ない物の購入等)
 - 食品ロス削減推進(食べ過ぎの普及啓発等)
 - リデュースに係る普及啓発
 - 産廃の発生抑制に係る研究開発・施設整備促進等
- 【リユース】
 - リユース品の交換等の推進(市町や民間の取組の促進、リユースショップ・修理取扱店の情報提供)
 - リユース推進に係る普及啓発
 - リサイクル
- 【リサイクル】
 - 県民・事業者へのリサイクルに係る普及啓発(紙ごみ等の分別徹底等)
 - 市町へのリサイクル施策に係る情報提供
 - 多様な資源回収ルートの利用促進(店頭回収の利用促進等)
 - グリーン購入推進(リサイクル製品等の優先購入)
 - 産廃の資源化に係る研究開発・施設整備の促進
 - 滋賀県リサイクル認定製品の利用促進
 - 各種リサイクル制度の適正な運用
 - 小型家電リサイクル制度に係る普及啓発等

県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進

- 【一般廃棄物の適正処理】
 - 一般廃棄物処理施設の整備等(市町による省エネ・創エネ型の施設整備、適正な維持管理等)
 - 一般廃棄物処理施設の監視指導
 - 公共団体の最終処分場の確保(大阪湾フェニックス事業の運営に關与)
 - 水銀廃棄物の適正処理(市町等への適正処理に係る情報提供)
- 【生活排水の適正処理】
 - 汚水処理施設整備構想に基づく汚水処理施設の整備等
 - 処理施設の適正な運用
- 【災害廃棄物の適正処理】
 - 災害廃棄物処理体制の充実強化(市町等、事業者団体との災害時における連携協力、市町等への情報提供、災害廃棄物処理計画の策定)
 - 都道府県域を超える非常災害発生時に係る災害廃棄物処理に係る連携協力の推進(地域ブロック協議会での検討)
- 【産業廃棄物の適正処理】
 - 排出事業者への普及啓発
 - 処理施設の指導等
 - PGB廃棄物の期限内処理(PGB保有事業者の掘り起こし、指導等)
 - 水銀廃棄物等の適正処理(関係法令・処理基準に基づく指導等)
 - 公共団体の最終処分場の確保(長く大事に使う方針のもとクリンセンター滋賀の運営に關与)
 - 電子マネーフレストの普及拡大
- 【その他】
 - 散在性ごみ対策
 - 不法投棄対策
 - EDエンジニアリング社最終処分場問題への対応

その他循環型社会の進展につながる施策の推進

- 環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画(グリーンオフィス滋賀)の運用
- 公共施設等の老朽化対策(長寿命化)
- 環境関連産業の振興
- ハイオオマスの利活用の推進
- 環境学習の推進
- 環境に配慮した消費者行動の促進

第5章 計画の推進体制および進行管理

- 一廃は廃棄物適正管理協議会(県・市町・一部事務組合で構成)で情報交換しながら取組を推進。産廃は大津市と連携し取組を推進。
- 計画の目標や取組状況を毎年度把握し、達成状況を検証し、結果の公表など「計画の見える化」を推進。

一般廃棄物（ごみ）に係る第三次計画および第四次計画の数値目標の達成状況

- 第三次計画および第四次計画における数値目標の達成状況は以下のとおり。

図表 一般廃棄物（ごみ）に係る第三次計画および第四次計画の数値目標の達成状況

		実績値									三次計画 目標値	目標 達成 状況	四次計画 目標値	目標 達成 状況
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H27	H32		
ごみ総排出量	万t	47.5	46.5	45.5	45.4	45.4	45.7	44.1	43.8	—	参考指標 46.3	達成	参考指標 42.5	達成
1人1日当たり ごみ排出量(旧定義)	g	938	918	896	887	892	895	866	857	—	910	達成		
1人1日当たり ごみ排出量(新定義)	g					876	880	851	843	—			820	未達成
総資源化量	万t	9.4	9.0	8.7	8.7	8.6	8.7	9.1	9.2	—	参考指標 11.5	達成	参考指標 9.5	達成
再生利用率	%	19.8	19.5	19.0	18.8	19.0	19.1	21.0	20.8	—	参考指標 25	達成	参考指標 22.4	達成
最終処分量	万t	5.6	5.4	5.2	5.0	5.0	5.0	4.8	4.7	—	参考指標 4.8	達成	参考指標 4.3	達成
1人1日当たり 最終処分量(旧定義)	g	110	107	103	98	99	98	94	92	—	95	達成		
1人1日当たり 最終処分量(新定義)	g					97	96	92	90	—			82	未達成
マイバッグ持参率 (レジ袋辞退率)	%	—	—	—	49	51.6	89.2	89.7	89.9	—	80	達成	80以上 (計画期間中)	達成
定点観測による 散在性ごみ個数	個	16	12	14	15	16	11	13	10	12	12.6	達成	11.3以下 (計画期間中)	未達成

※H27のごみ総排出量～1人1日当たり最終処分量は速報値

今後の課題と方向性

<課題等>

- ごみ排出量・最終処分量ともに平成27年度実績は引き続き減少傾向にあり、平成32年度の目標達成に向けて順調に推移しているとみられる。
- 一方、各指標において、県平均に到達していない市町、三次計画の目標値にも到達していない市町※もあることから、引き続きごみ減量等に向けた施策を推進する必要がある。

※1人1日当たりごみ排出量が三次計画の目標値未到達：彦根市、近江八幡市

※1人1日当たり最終処分量が三次計画の目標値未到達：彦根市、長浜市、守山市、野洲市、高島市

- 再生利用率は、近年改善が見られた※が、容器の軽量化、集団回収量や紙媒体の減少、小売店等における資源回収の普及等を考慮すると、今後、大幅な上昇は見込めないと推測される。

※H26以降の上昇は、主に焼却処理施設を建設中の市における他県の民間処理施設での処理(委託)が影響

<今後の方向性>

⇒レジ袋削減協定締結事業者におけるレジ袋の無料配布中止はほぼ浸透しており、今後はレジ袋削減協定締結事業者の拡大を図る。

⇒さらなるごみ減量のため、食品ロス削減に向けた取組を本格化させるほか、リユース（物を廃棄せずに再使用）に係る県民向けの情報提供・意識啓発を充実させる。

⇒可燃ごみ中に再生利用可能なごみが含まれることがないように、引き続き分別を徹底する。

⇒引き続き小売店等における資源回収の取組を促進するための情報提供を実施する。

⇒3Rに関し、県民一人ひとりの実践に結びつく、わかりやすい情報提供・普及啓発に努める。

産業廃棄物に係る第三次計画および第四次計画の数値目標の達成状況

- 第三次計画および第四次計画における数値目標の達成状況は以下のとおり。

図表 産業廃棄物に係る第三次計画および第四次計画の数値目標の達成状況

	実績値										三次計画 目標値	目標 達成 状況	四次計画 目標値	目標 達成 状況
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H27	H32			
総排出量	万t	389	373	360	376	360	366	361	368	—	参考指標 394		参考指標 365	
発生量	万t	226	226	199	212	199	202	201	204	—	参考指標 231		参考指標 203	
再生利用量	万t	179	172	159	174	172	177	167	169	—	参考指標 181		参考指標 177	
再生利用率	%	46	46	44	46	48	48	46	46	—	参考指標 46		参考指標 49	
最終処分量	万t	11.2	9.6	8.7	9.0	8.5	7.9	8.6	8.8	—	10	達成	7.4	未達成
有効利用率	%	89	90	89	90	90	92	90	90	—	参考指標 88		参考指標 91	
廃棄物処理施設や産 廃処分業者への立入検 査実施率 ※一廃処理施設含む	%	77	87	100	100	99.7	100	100	100	100	100	達成	100 (計画期間中)	達成
電子マニフェスト利用率	%	—	17.0	24.0	27.5	32.6	36.8	39.6	43.5	—	50	未達成	50以上 (計画期間中)	未達成
産業廃棄物の 不法投棄に係る解決率	%	69.9	80.3	75.6	77.8	86.4	89.1	85.0	85.0	—	80	達成	85以上 (計画期間中)	達成

※H27の総排出量～有効利用率は速報値

今後の課題と方向性

<課題等>

- 産業廃棄物の総排出量は、概ね横ばいであるが、老朽化などに伴う公共施設等の更新（建替、改修等）により、建設業において、中長期的に排出量が増加する可能性があることに留意が必要。
- 産業廃棄物の再生利用量、再生利用率は平成26年度以降、再生利用率が若干低下。ただし、有効利用率¹は、平成26年度と同じく90%を維持している。
- 最終処分量は総排出量に併せて増加している。
- 電子マニフェスト利用率は、目標値に届いていないが、上昇が続いている。

<今後の方向性>

- ⇒引き続き事業者による産廃の発生抑制・資源化に係る研究開発・施設整備等を促進する。
- ⇒引き続き事業者に対し、発生抑制・資源化の優良事例や電子マニフェストをはじめとする適正処理に係る情報提供・普及啓発を実施する。
- ⇒滋賀県リサイクル製品認定制度²に基づく認定製品を引き続き増やしつつ、県や市町の公共工事、民間での利用を促進することでリサイクルを促進する。

¹ 発生量（総排出量のうち汚泥について排出事業所内において脱水した後の量としたもの）のうち、再生利用するために仕向けられた量が「有効利用された量」で、これを発生量で除した数値が「有効利用率」。汚泥の脱水後を基準とした実質的な再生利用の程度を示した数値。

² 主に県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、木材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品（コンクリート二次製品、改良土、堆肥など）について、一定の基準に適合するものを認定。

食品ロス削減の取組予定について

「(仮称)滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」の設置

- ① 事業者(小売店、飲食店、宿泊施設)、県民、行政(市町・県)の共通課題である買い物ごみ・食品ロスの削減に向けて、関係者が連携を図るとともに、各主体間の情報交換を図るため、「(仮称)滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。
- ② 既存の「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」を改組して設置する。
※既存フォーラムの取組に食品ロス対策を追加するとともに、食品ロス関係の学識経験者・事業者・団体等から新たに御参画いただく。

設置のねらい

- ① 関係者が当事者意識を持ち、取組を開始するための契機づくり
- ② 事業者・県民団体・行政の連携による官民挙げた「県民運動」の推進
⇒県民運動により、全県的な気運を醸成し、取組が幅広く浸透している状況を作る。
- ③ 関係者による連携取組の展開
⇒「(仮称)しが食品ロス削減推奨店」制度の運用、協働による啓発キャンペーンの実施
- ④ 関係者の情報交換・情報共有
⇒各事業者間・市町間のノウハウの共有化、各主体の取組レベルの底上げ、統一的な対応に係る調整など

「(仮称)しが食品ロス削減推奨店」制度(案)の実施

食品関係事業者の食品ロス削減取組を促進する取組の一つとして構築・運用

1. 実施主体

滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会

2. 募集対象者

滋賀県内で営業する飲食店、宿泊施設、食料品小売店

3. 推奨店に実施いただく内容等

- 食品ロス削減に係る取組項目(次のスライドに記載)の積極的な実践
- 推奨店ステッカーの掲示(店舗・施設の入口等)、必要に応じて自社HPへ掲載
- お客様への取組内容のPR(啓発ツール(チラシ、ポスター等)の活用)
- 協議会または県・市が実施する調査(アンケート)への協力(取組の状況、客の反応、課題の把握等)

料理の持ち返りについては食品衛生上の課題のため、当面実施しない。

4. 推奨店のメリット

- 食品ロス削減による廃棄物の排出量の低減(⇒処理費用の低減)
- 滋賀県や市町のHP等で店舗・宿泊施設が推奨店であることが県民に広く紹介される
⇒食品ロス削減に配慮したお店・宿泊施設として紹介することで、企業イメージが向上し、ひいては、ごみ問題・環境問題を意識する県民等の利用につながる
- 店舗への掲示用の普及啓発品(ステッカー、ポスター、チラシ、卓上ポップ、フードレスキューシール)が提供される。 ※電子データと併せて提供

滋賀県災害廃棄物処理計画の策定について

1. 計画の趣旨・目的

地震災害や水害などの大規模な自然災害時に発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理を適正かつ迅速に行うことで、県民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障の防止を図るとともに早期の復旧・復興に資することを目的として、災害廃棄物処理の基本的な考え方や対応方針等を定めた「滋賀県災害廃棄物処理計画」を策定する。

【熊本地震の災害廃棄物】



2. 災害廃棄物について

大規模災害時に発生する災害廃棄物は、被災建物から生じる木くず・コンクリートがら・金属くず、破損した家具や家電など多岐にわたり、これらが一時に大量発生する。こうした災害廃棄物が適正かつ迅速に処理されない場合、生活環境への影響や復旧・復興に支障をもたらす。

災害廃棄物は一般廃棄物であることから廃棄物処理法により処理主体は市町となる。

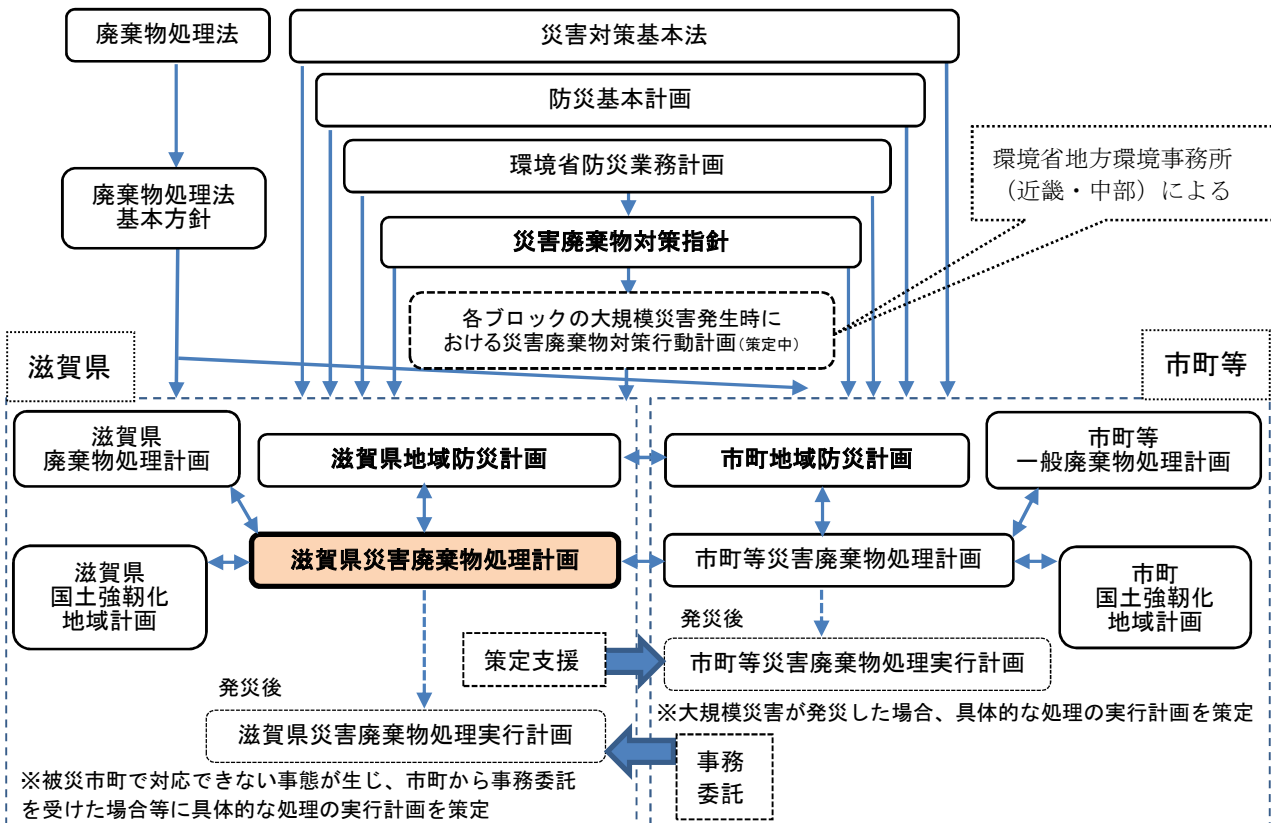
【大規模災害に伴う災害廃棄物の事例】※主な県の状況

災害の名称	場所	災害廃棄物発生量(万t)	処理期間
平成7年阪神・淡路大震災	兵庫県	約1,450	約3年
平成23年東日本大震災	岩手県	約618	約3年
	宮城県	約1,900(うち土砂1,160)	約3年
平成28年熊本地震	熊本県	約195※	約2年(目標)

- ・処理が困難
- ・環境・衛生面の影響
⇒悪臭、害虫発生
- ・処理の長期化
⇒復旧・復興の支障

※熊本県災害廃棄物処理実行計画（第1版）（H28.6）に記載の推計値。処理の進捗状況により数値が変更される。

3. 計画の位置づけ



4. 計画の主な内容

被災市町による災害廃棄物処理の支援等に係る県の体制および対応方針等を定める

災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物を処理するための体制（収集運搬・仮置場・中間処理・再生利用・最終処分等）や対応方針等を定める

県が策定する災害廃棄物処理計画

基本的事項
<ul style="list-style-type: none"> 対象とする災害 ※被害想定は県地震被害想定、浸水区域図に基づく 基本方針 県全体の発生量・処理可能量等
平常時の災害廃棄物対策
<ul style="list-style-type: none"> 組織体制 情報収集・連絡体制 協力・支援体制 職員・市町職員等に対する教育訓練 県民等への啓発 など
発災後の災害廃棄物対策（応急対応、復旧・復興段階）
<ul style="list-style-type: none"> 組織体制 情報収集・連絡体制 協力・支援体制 災害廃棄物処理に伴う被災市町への支援（広域的な処理支援に係る調整等） 災害廃棄物の処理に関する事項 など

市町が策定する災害廃棄物処理計画

基本的事項
<ul style="list-style-type: none"> 対象とする災害 ※被害想定は当該市町において特に留意すべきもの 基本方針 当該市町における発生量・処理可能量等
平常時の災害廃棄物対策
<ul style="list-style-type: none"> 組織体制 情報収集・連絡体制 協力・支援体制 職員に対する教育訓練 廃棄物処理施設の災害対策 市（町）民等への啓発 など
発災後の災害廃棄物対策（応急対応、復旧・復興段階）
<ul style="list-style-type: none"> 組織体制 情報収集・連絡体制 協力・支援体制 災害廃棄物の処理に関する事項

⇒県および市町の双方が計画を策定し、それぞれの役割を果たす必要がある。

5. 災害廃棄物対策に係る課題と今後の方向性

課題1 大規模災害時に対する事前の備えが必要

- 近年の大規模災害の発生により、災害廃棄物処理に係る対応事項等（発生量・処理可能量等の推計、組織体制、処理方法、連携体制など）を計画としてあらかじめ定めておくことの重要性が改めて認識されたところ。
- 災害廃棄物の処理主体となる市町では災害廃棄物処理計画が未策定であり、災害廃棄物処理に係る対応手順や体制が十分とは言えないのが実態。
- 県においても発災前の平常時の備えや発生量等の推計、発災後の被災市町への支援等の対応、組織体制、事務委託¹に係る対応等を整理した災害廃棄物処理計画は未策定²。

今後の方向性

⇒平成28年度に計画策定に向けた基礎調査³を行い、市町への情報提供や市町との意見交換等を実施。今後、県計画の策定と併せて市町計画の策定が進められる必要がある。

¹ 被災市町単独で対応不可能な事態が生じた場合、地方自治法に基づく県への事務委託が行われることがある（熊本地震では、被災した32市町村のうち7市町村から県が事務（二次仮置場以降の処理業務）を受託。一次仮置場までの収集運搬、一次仮置場の設置・管理、二次仮置場までの搬送は7市町村が対応している）。

² 「災害廃棄物広域処理調整マニュアル(H25.3)」(災害時の廃棄物の広域処理を円滑に行うための調整業務の内容や県・市町担当者の対応を整理したマニュアル)の策定、廃棄物処理に係る事業者団体との協定締結は対応済み

³ 災害廃棄物処理計画の策定に向けて、平成28年度に、①災害廃棄物発生量や処理可能量、②仮置場の必要面積、③有害廃棄物および適正処理困難物の処理方法、④災害廃棄物の種類毎の処理方法や処理フロー、⑤避難所のごみ発生量・し尿処理量、⑥仮設トイレ必要数等を調査。

課題2 大量に発生する災害廃棄物への対応と広域連携が必要

- 大規模災害時には、被災市町はもとより滋賀県全体でも処理できない事態が想定される。一方、他府県で発生した災害廃棄物の処理を本県が支援することも想定される。

今後の方向性

⇒県内での処理に向けた市町における処理体制の確保および市町間の連携体制の構築が必要

⇒国や他府県など県域を越えた広域的な連携体制の構築が必要

（現在、環境省地方環境事務所（近畿・中部）を中心に関係府県等とともに広域的な連携協力体制の構築に向けて、各ブロックの「災害廃棄物対策行動計画」を策定中。本県も引き続きこの検討に参画する必要がある。）

（参考）滋賀県における災害廃棄物の発生量および処理施設での要処理量

県全体のごみ排出量
(年間 44 万t)の約9年分

災害		発生量	可燃物要処理量	処理期間	不燃物要処理量※埋立て
地震	琵琶湖西岸断層帯	402.5万t	51.0万t	約4年	159.8万t
	花折断層帯	187.0万t	23.7万t	約2年	74.4万t
	木津川断層帯	49.4万t	7.2万t	約1年	22.3万t
	鈴鹿西縁断層帯	103.0万t	15.0万t	約1年超	46.4万t
	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	100.3万t	14.4万t	約1年超	44.5万t
	南海トラフ巨大地震	123.1万t	16.4万t	約1年超	51.2万t
水害	琵琶湖	7.0万t	※廃棄物の組成について、根拠となる知見が無いため、水害廃棄物は要処理量が算出できない		
	野洲川下流	6.3万t			
	姉川および高時川	4.7万t			

※地震に係る推計値は「滋賀県地震被害想定」（県防災危機管理局）に基づく建物被害をもとに算出

※水害に係る推計値は「浸水想定区域図」（国土交通省琵琶湖河川事務所、県流域政策局）に基づく建物被害（床上浸水、床下浸水）をもとに算出

※柱材・角材等は製紙原料や木材チップとして、コンクリート、金属くず等は土木資材等として再生利用

※「処理期間」欄の年数は、要処理量（可燃物）の処理に要する年数（処理可能量約13万tの場合）

- 琵琶湖西岸断層帯地震における災害廃棄物発生量が最も多い。
- 廃棄物焼却処理施設での処理可能量⁴（余力）は最大で年間約13万t。
→琵琶湖西岸断層帯地震の場合、県内既存施設では3年間でも処理が終わらない計算。
- 一廃最終処分場の処理可能量（余力）⁵は39.5万t。
→木津川断層帯地震を除き県内での処理は困難。

⁴ 処理可能量(t) = 年間処理能力 (t/年度) - 年間処理量 (実績) (t/年度)

⁵ 処理可能量(t) = (残余容量(m³) - 年間埋立実績量(m³/年度) × 10年) × 1.5(t/m³) ※各施設ごとの左記数値の合算

課題3 仮置場[※]の確保および適切な運用が必要 ※災害廃棄物の一時的な集積や分別等を行う場所

- 大規模災害時には相当な面積の仮置場が必要となることが想定
- また、仮置場で適切な分別が行われないと混合廃棄物となり、リサイクル率の低下とともに最終処分量（埋立て量）の増加を招くこととなる

今後の方向性

⇒廃棄物の適切な処理および再資源化の徹底に向けた仮置場の確保および適切な運用が必要
⇒分別徹底等に係る県民等への事前の周知も必要

(参考) 仮置場⁶の必要面積

地震	発生量	一次仮置場 ⁷ 必要面積	二次仮置場 ⁸ 必要面積
内陸活断層地震	琵琶湖西岸断層帯	402.5万t	121.5ha
	花折断層帯	187.0万t	56.8ha
	木津川断層帯	49.4万t	15.3ha
	鈴鹿西縁断層帯	103.0万t	31.9ha
	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	100.3万t	30.6ha
南海トラフ巨大地震	123.1万t	38.6ha	27.8ha
参考事例 ※発災当初～最大	発生量	一次仮置場の面積	二次仮置場の面積
熊本地震	195万t 市内81、市外114	【熊本市】ごみステーション2万箇所 【熊本市以外】32ha(66箇所)	【熊本市】32ha(6箇所) 【熊本市以外】9.8ha

(注) 一次仮置場必要面積は、市町ごとに必要な一次仮置場面積を合算したもの。二次仮置場必要面積は、ブロック（大津・南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島）ごとに必要な二次仮置場面積を合算したもの。上記は、市町またはブロックごとに「全ての災害廃棄物」を「同時に」「1箇所」に仮置きすると仮定した場合の必要面積。実際は同時に1箇所とはならず、複数箇所設置し、順次搬入・搬出してやり繰りする。

課題4 廃棄物処理施設における災害対策が必要

- 他県では大規模災害時には廃棄物処理施設が被災し、稼働できない事態が生じた事例もある。県内市町が設置する廃棄物処理施設（焼却施設）の主要な設備・建屋は全て耐震化（新耐震基準（昭和56年））はされているものの、その他の対策（非常用発電機、燃料保管設備、薬剤備蓄庫等の整備）が必要。

今後の方向性

⇒被災後も処理を継続できるよう、廃棄物処理施設における災害対策の促進が必要

以上の課題・方向性を踏まえ、県計画の策定および市町計画の策定への助言等を行う

6. 計画の策定にあたって留意すべき事項

- ・ 関係する国・県・市町の計画等との整合性を確保する。
- ・ 市町、廃棄物処理に係る事業者団体、国、他府県、庁内関係部局等との連携・調整を図る。
- ・ 近年の大規模災害の教訓を踏まえた計画とすることとし、熊本地震等の事例を検証しながら、検討を進める。
- ・ 市町等において災害廃棄物処理計画策定が進むよう積極的な支援を行う（⇒計画策定に必要な基礎情報の提供、研修、モデル計画（計画のひな形）の提示など）。

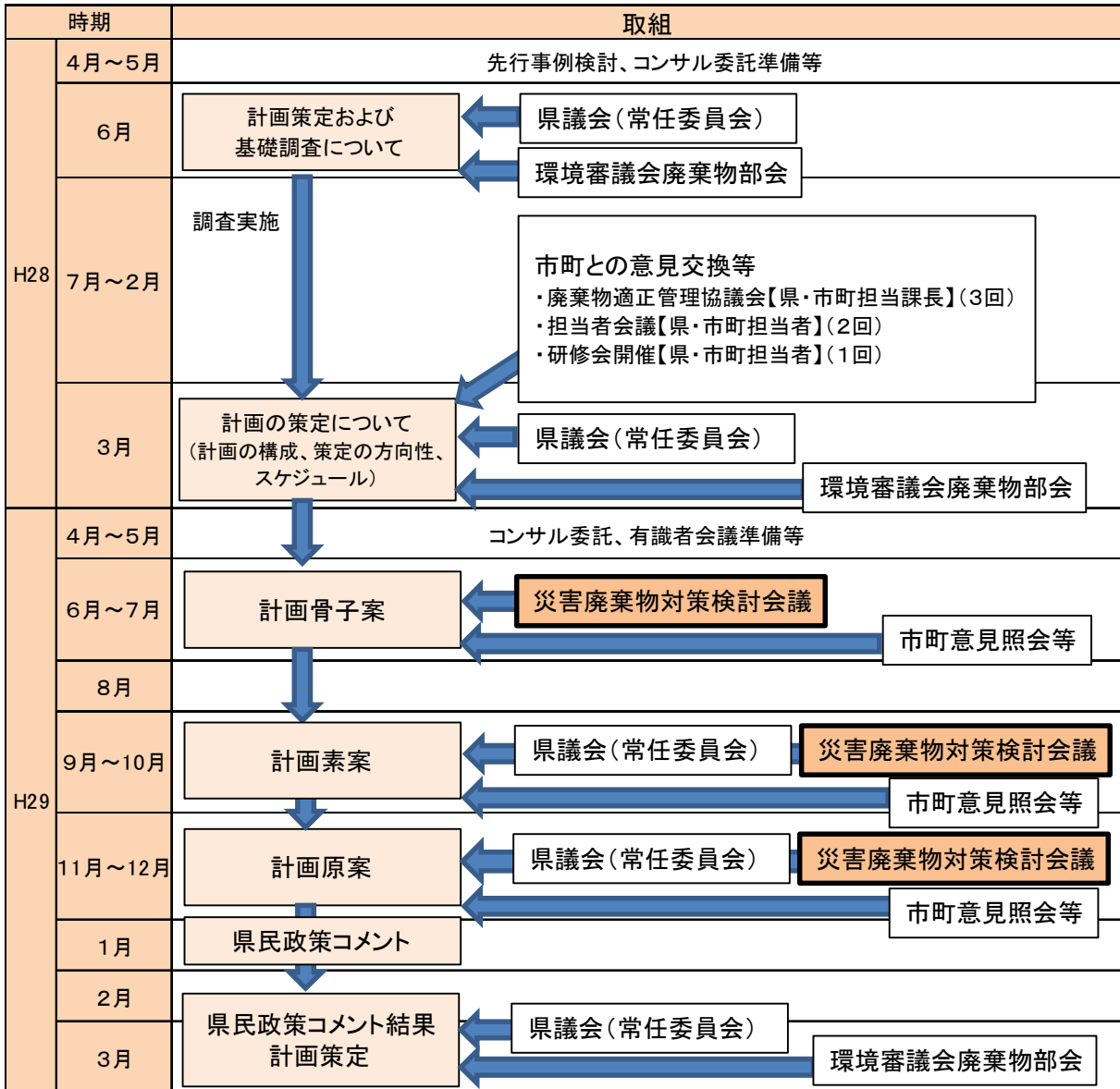
⁶ 仮置場とは、生活環境・空間の確保・復旧等のために被災家屋等から廃棄物を搬出し、仮に集積する場所

⁷ 二次仮置場での保管・処理を行うまでの間に一定期間集積する場所（屋内から搬出する廃棄物のみの場合もあり）

⁸ 一次仮置場から搬出した廃棄物の分別・保管や仮設処理施設を設置して破碎・選別等の処理を行う場所

7. 滋賀県災害廃棄物処理計画策定のスケジュール

災害廃棄物対策の専門家による「(仮称) 滋賀県災害廃棄物対策検討会議」を設けて検討を行うほか、県議会、市町、関係団体等の意見を伺いながら策定作業を進める。



※随時、県・市町の担当課による会議を開催し、県計画の説明を行うほか、市町における計画策定等の取組状況を互いに情報交換。

※夏頃に熊本県の現地視察、秋頃にセミナー(講演会)を開催することを検討中

旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等 事業実施計画(変更案)について

- 県が実施しているこの事業は、不適正処理を行った(株)アール・ディエンジニアリングが破産したことにより、県が代執行として産廃特措法に基づき、国の支援を得ながら実施している。
- 平成24年度に一次対策を実施し、平成25年度からは事業費70億円(上限)で実施計画を策定し、環境大臣の同意を得て二次対策を行っている。
- 事業費が70億円を超えることになった場合には、実施計画の変更が必要となる。

二次対策

平成25年12月～平成33年3月(事業としては平成35年3月まで)

- 二次対策工事(底面、側面の遮水、浸透水の揚水・浄化有害物の掘削除去、法面等の覆土)
- 廃棄物の処理処分
揚水した浸透水の水処理
- 周辺環境影響調査 等

事業費：70億円

■ 今後着手する有害物掘削除去区画では、当初想定していなかった大きな鋼材の埋設等が発覚したことから、現工法では施工が不可能であり、専門家の意見を聴いた上で、事業費は増えるが、大きな鋼材等があっても矢板打設が可能な工法への変更が必要であると判断。

■ 二次対策事業については、事業費70億円の範囲内で実施できるとしてきたが、土留矢板工法変更等による事業費の大幅な増により、70億円を超える見込みとなった。

■ 実施計画の変更を行い、環境大臣の同意を得る必要が生じ、現在、環境省担当部局とは綿密な協議を重ねているところである。(その他変更となる要素、減となる要素含めて協議中)

■ 工法変更に係る工事の施工時期は平成30年度からの予定であり、そのためには今年度中に実施計画の変更を行う必要がある。

■ 産廃特措法の条文に基づき、実施計画の変更にあたり、滋賀県環境審議会の御意見を伺おうとするものである。